

(作成日：平成 29 年 3 月 17 日)

(最終更新日：令和 4 年 4 月 1 日)

## 輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱

### 1. 目的

この要綱は、輸出食品に関する自由販売証明書 (Certificate of Free Sale) (輸出先国の関係政府機関に提出又は提示するために発行する、我が国で製造又は加工され、かつ、国内で流通可能な食品であることを証する書面をいい、本要綱において「証明書」という。) について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則 (令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号) 第 3 条に基づく発行手続その他必要な事項を定めるものとする。

### 2. 対象

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 4 条に定める食品のうち、日本国内で製造又は加工され、かつ、小売店等で販売されている形態の食品 (厚生労働省又は農林水産省が衛生証明書の発行を行っている食品を除く。) とする。

### 3. 証明書の発行要件

証明書は、次の (1) 及び (2) に適合している場合に発行するものとする。

- (1) 対象となる食品が次の全ての要件を満たすこと。
  - ① 日本国内で製造又は加工された食品であること。
  - ② 日本国内で現に販売され、又は販売することが可能な食品であること。
  - ③ 食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取消し又は営業の禁停止を受けている製造者 (製造所を含む。本要綱において同じ。) 若しくは加工者 (加工所を含む。本要綱において同じ。) が製造・加工した食品ではないこと (ただし、適切に改善等の措置が実施されたことが確認されている場合を除く。)
  - ④ 製造者又は加工者から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われていることが確認できる食品であること。
  - ⑤ 消費期限が設定された食品にあつては、設定された期限内に輸出先国において消費することが困難な食品ではないこと。
- (2) 申請者は、本要綱に基づき発行される証明書を輸出先国の関係政府機関に提出又は提示する目的以外で使用しないこと。なお、申請者は、日本国内に住所を有するものであって、輸出を行おうとする食品の輸出者とする。

#### 4. 発行手続

- (1) 証明書の発行申請（本要綱において「申請」という。）は、申請者が、あらかじめ、輸出先国の輸入手続において、当該証明書の提出又は提示が求められることを確認した場合に限り行うことができる。
- (2) 申請は、前記3. に定める要件が全て満たされていることを確認の上、申請者の所在地を管轄する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局（本要綱において「地方農政局等」という。）の受付担当課（別表）に対して行うことができる。また、輸出することのみを目的として製造又は加工された食品に係る証明書の発行申請は、当該食品を製造又は加工した者から、その者が国内向けに製造・加工・販売した実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類を入手した場合に限り行うことができる。
- (3) 申請書類は、次のとおりとする。
  - ① 輸出食品に関する自由販売証明書発行申請書（別紙様式1）
  - ② 誓約書（別紙様式2）
  - ③ インボイス及びパッキングリストの写し
  - ④ 輸出食品のパッケージ写真並びに製造所又は加工所の名称・住所が分かる資料（実際に輸出しようとする食品のものであって、パッケージ表示並びに製造所又は加工所の名称及び住所が分かるもの。製造所又は加工所の名称及び住所が、製造所固有記号で表示されている場合には、写真に加えて、当該記号が示す製造所又は加工所の名称及び住所が分かる書類。）
  - ⑤ 輸出食品の入手経路等が明らかになる書類の写し
  - ⑥ 輸出することのみを目的として製造又は加工された食品の場合にあっては、食品を製造又は加工した者が、国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類

注：地方農政局等は、上記の申請書類の他に、審査のために必要な追加書類の提出を求めることができるものとする。

#### (4) 申請方法

申請は、①農林水産省が設ける一元的な輸出証明書発給システム（別紙 ZZ-01 「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システムをいう。）又は②輸出入・港湾関連情報システム（本要綱において「NACCS」という。）のいずれかを使用して行うものとする。なお、一元的な輸出証明書発給システムの故障又は改修により、当該システムによる申請ができない場合は、申請は、③書面又は④電子メールによることができるものとする。

申請に当たっては、以下の表の左欄に掲げる申請方法の種類ごとに、中欄に掲げる留意点に従って、右欄に掲げる申請書類を提出することとする。

注1：申請者は、輸出しようとする食品について、製造所又は加工所ごとに、申請手続を行うこと。

注2：①一元的な輸出証明書発給システム、②NACCS又は④電子メールにて申請を行う場合の申請書類は、電子化されたものを提出し、その原本については、申請者の責任のもとで、証明書の発行日から1年間保管すること。

申請方法	申請に際しての留意点	申請書類 (番号は、(3)の ①から⑥までを指 す。)
① 一元的な輸出証明書発給システム	申請前に、あらかじめ、農林水産省が設ける一元的な輸出証明書発給システムの利用申請の手続(製造所等登録の手続を含む。本要綱において同じ。)を済ませること。この手続は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に従って行うこと。	②から⑥まで
② NACCS	申請前に、あらかじめ、NACCS及び一元的な輸出証明書発給システムの利用申請の手続を済ませること。これらの手続は、農林水産省及びNACCSのホームページに掲載する利用手続に従って行うこと。	①から⑥まで (①については、別紙様式1-2を提出すること。)
③ 書面	一元的な輸出証明書発給システムの故障又は改修により、当該システムによる申請ができない場合のみ、地方農政局等の受付担当課に、持参、郵送等にて、申請書類を提出すること。	①から⑥まで
④ 電子メール	一元的な輸出証明書発給システムの故障又は改修により、当該システムによる申請ができない場合のみ、地方農政局等の受付担当課に、電子メールにて申請書類を提出すること。なお、電子メールの宛先は、	①から⑥まで

	<p>地方農政局等の受付担当課に確認すること。</p> <p>また、申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。</p>	
--	---	--

(5) 地方農政局等の長（本要綱において「地方農政局長等」という。）は、申請者から提出された申請書類等を審査し、輸出しようとする食品及び申請者が、前記3. に掲げる要件を満たしていることが確認できた場合には、証明書様式（別紙様式3（輸出先国がトルコである場合においては別紙様式3-2））に必要事項を記載し、証明書を発行する。

(6) (5) の審査において、前記3. (1) ③に掲げる要件（本要綱において「食品衛生要件」という。）を満たしていることの確認に係る手続は次のとおりとする。

① 地方農政局等の受付担当課は、輸出しようとする食品の製造所又は加工所の所在地を管轄する保健所に対して、食品衛生要件に係る照会を行う。ただし、過去の照会及び③に定める情報共有手続を通じて把握した情報により、要件確認が可能な場合は、この限りでない。

② 地方農政局長等は、①の照会に対して保健所が行った回答により、照会に係る食品が食品衛生要件を満たしていることを確認できる場合には、その回答日から1年間、当該食品が食品衛生要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

③ 地方農政局等は、①の照会に対する保健所の回答によって得られた情報を、農林水産省の本省及び別表に記載された全ての地方農政局等の受付担当課との間で共有するものとする。

## 5. 証明書の交付

地方農政局長等は、申請者の選択に従い、次のいずれかの方法により証明書を交付することとする。

① 農林水産省本省、地方農政局等、農林水産省の職員の駐在地又は委託を受けて証明書の交付を行う者の事務所において手交

② 郵送

また、郵送による証明書の受領を希望する申請者は、あらかじめ、宛先を記入した返信用封筒等（郵送に必要な料金分の切手を貼付すること）を、申請を行った地方農政局等の受付担当課に送付すること。

## 6. 留意事項

(1) 申請者は、輸出を行うことを予定する日までに証明書を受領することができる

よう、十分な猶予をもって申請を行うこと。なお、各地方農政局等は、理由の如何を問わず、申請者が輸出を行うことを予定する日までに証明書を受け取ることができない場合の責任を負わないものとする。

- (2) 事前の予告なく証明書の発行が遅延し、一時的に発行が停止し、又は本要綱の変更等が行われる可能性があり、国は、これに起因する損害等を補償しないこと。
- (3) 申請者が本手続において不正を行った場合又は輸出先国の関係政府機関に提出若しくは提示する目的以外で取得し、適正使用等が確保されていないと判断される場合には、証明書の発行が取り消され、又は証明書の発行が停止される場合があること。
- (4) 証明書は、輸出しようとする食品が日本国内において流通可能なことを証明するものであり、輸出される個々の食品の安全性を証明するものではないこと。また、本要綱に基づく証明書の発行は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではないこと。
- (5) 地方農政局長等は、証明書の文面について、申請者の個別の要望に応じないものとする。また、輸出先国がトルコである場合に限り、別紙様式3-2により、証明書を発行することとしているが、これは、トルコ政府との協議を踏まえ発行するものであること。
- (6) 申請者は、輸出先国の衛生上の規則及び条件等について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により自主的な衛生管理に努めること。
- (7) 提出書類に疑義があること等が確認又は推定された場合、地方農政局等の受付担当課は、証明書の発行の前後を問わず、必要に応じて、申請者に対し、輸出しようとする食品等に関する調査、指導等を行うことがあること。また、申請者は、提出書類の正確性のみならず、輸出しようとする食品の安全性、輸送、保管等における製品管理等について責任を負うものとし、調査に対して協力し、指導に対しては真摯に対応しなければならないこと。

年 月 日

殿

申請者（輸出者）

住所

代表者氏名

担当者氏名：
所属部署：
担当者電話番号：
E-mail：

(法人の場合のみ) 法人番号：

## 輸出食品に関する自由販売証明書発行申請書

「輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱」に基づき、下記輸出食品の自由販売証明書の発行を申請します。

記

## 1. 基本情報

①	輸出者の氏名及び住所（英語）		
	氏名	（英語）	
	住所	（英語）	
②	仕向地（国）	（日本語）	
		（英語）	
③	インボイス番号		
④	出港日（輸出年月日）	（西暦）	
⑤	輸出先国の輸入者の氏名及び住所		
	氏名	（英語）	
	住所	（英語）	
⑥	自由販売証明書を提出する輸出先国の機関の名称及び住所		
	機関名	（英語）	
	住所	（英語）	

## 2. 輸出商品情報等

①	商品名（品名）	（日本語）	
		（英語）	
②	数量及び重量	（日本語）	
		（英語）	
③	正味重量／ 総重量	（英語）	
④	商品の種類	（日本語）	
		（英語）	
⑤	輸出食品の 製造所又は加工所 （製造又は加工施 設）の名称	（日本語）	
		（英語）	
⑥	輸出食品の 製造所又は加工所 （製造又は加工施 設）の住所等	（日本語）	
		（英語）	電話番号：
⑦	輸出専売品の該当有無	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	
	備考	証明書の交付拠点 （受領場所）	<input type="checkbox"/> 手交による受領を希望 受領場所（                      ）
		その他特記事項	<input type="checkbox"/> 郵送による受領を希望





## 自由販売証明 食品

申請書 識別子	明細番号	商品名		数量及び重量		正味重量/総重量			商品の種類		生産・加工年月日	製造ロット番号	賞味期限	備考
						正味重量/ 総重量	重量	単位						
		日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語							
-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

自由販売証明 食品

申請書 識別子	添付ファイル番号	添付ファイル名
-	1	2

年 月 日

殿

申請者（輸出者）

住所

代表者氏名

担当者氏名：  
所属部署：  
担当者電話番号：  
E-mail：

（法人の場合のみ）法人番号：

## 誓約書

本申請書に基づき発行される自由販売証明書(Certificate of Free Sale)については、輸出しようとする食品が日本国内において流通可能なことを証明するものであり、輸出される個々の食品の安全性を証明するものではないことを理解するとともに、事前の予告なく証明書の発行遅延、一時的な証明書の発行停止、要綱の変更等が行われる可能性があること。また、これに起因する損害等については、自由販売証明書の発行機関は補償できないことを了解します。

また、以下の内容を満たすものであることを誓約します。

### 記

- (1) 本申請の内容が正しいこと。
- (2) 当該食品は日本国内で現に販売され又は販売することが可能な食品であり、食品衛生法に適合していること。
- (3) 過去に食品衛生法若しくはその関係法規又は関係条例等に基づく改善命令、許可の取消し又は営業の禁停止を受けた製造者若しくは加工者が製造・加工した食品ではないこと（ただし、適切に改善等の措置が施されたことが確認されている場合を除く。）。
- (4) 製造者（製造所）又は加工者（加工所）から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われている食品であること。
- (5) 消費期限が設定された食品にあっては、設定された期限内に輸出先国において消費することが困難な食品ではないこと。
- (6) 輸出先国の関係政府機関等から当該証明書の提出又は提示が求められたため、申請を行うものであること。
- (7) 申請者は、本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないことを確認していること。
- (8) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うこと。

# CERTIFICATE OF FREE SALE

Declaration Number: \_\_\_\_\_

This is certifying, not pertaining to a particular production lot or export consignment, that the under-mentioned products have been manufactured according to Food Sanitation Act and that they are readily available for sale in Japan without restriction.

1. Manufacturer:

2. Address:

3. Product name(s):

Invoice No.: \_\_\_\_\_Export date: \_\_\_\_\_Date of Issue: \_\_\_\_\_SIGNATURE: \_\_\_\_\_

(For the authorized officer at the following competent authority)

Name of authorized officer at competent authority:

(Stamp of competent authority)

Competent authority:

(Annex)

Declaration Number: \_\_\_\_\_

Product name(s):

No.	Product name(s)

# CERTIFICATE OF FREE SALE

Declaration Number: \_\_\_\_\_

This is certifying, not pertaining to a particular production lot or export consignment, that the under-mentioned products have been manufactured according to Food Sanitation Act and that they are readily available for sale in Japan without restriction.

1. Manufacturer:

2. Address:

3. Product name(s):

Date of Issue: \_\_\_\_\_

SIGNATURE: \_\_\_\_\_

(For the authorized officer at the following competent authority)

Name of authorized officer at competent authority:

(Stamp of competent authority)

Competent authority:

(Annex)

Declaration Number: \_\_\_\_\_

Product name(s):

No.	Product name(s)

## 申請先一覧

受付担当課	地方農政局等の長 (証明書発行者)	輸出者の所在地	電話番号 FAX番号
北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課 (輸出証明書担当) 〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22	北海道 農政事務所長	北海道	011-330-8810 011-520-3063
東北農政局 経営・事業支援部輸出促進課 (輸出証明書担当) 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号	東北農政局長	青森県・岩手県・ 宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	022-263-7071 022-722-7378
関東農政局 経営・事業支援部輸出促進課 (輸出証明書担当) 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	関東農政局長	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・ 山梨県・長野県・ 静岡県	048-740-0111 048-740-0081
北陸農政局 経営・事業支援部輸出促進課 (輸出証明書担当) 〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号	北陸農政局長	新潟県・富山県・ 石川県・福井県	076-232-4233 076-232-4178
東海農政局 経営・事業支援部輸出促進課 (輸出証明書担当) 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	東海農政局長	岐阜県・愛知県・ 三重県	052-715-3073 052-211-6359
近畿農政局 経営・事業支援部輸出促進課 (輸出証明書担当) 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町	近畿農政局長	滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・ 奈良県・ 和歌山県	075-366-4053 075-414-7345
中国四国農政局 経営・事業支援部輸出促進課 (輸出証明書担当) 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号	中国四国農政局長	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	086-230-4246 086-224-7713
九州農政局 経営・事業支援部輸出促進課 (輸出証明書担当) 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	九州農政局長	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県	096-211-9334 096-211-9825
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課 (輸出証明書担当) 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部長	沖縄県	098-866-1673 098-860-1179